

免許状更新講習の修了確認申請について

主に、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講することとなる教諭、助教諭、講師（臨時、非常勤含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭の方が「更新講習の修了確認申請」を行うこととなります。

更新講習を修了し、「更新講習修了確認の申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

申請の流れについて

〈各自の修了確認期限の2か月前までに行う必要があります。〉

確認申請

各自が、「更新講習修了確認申請書」に以下の書類を添付し、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

（添付書類一覧）

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「授与証明書」の添付でも可。

② 各大学等から発行された更新講習の修了証明書（又は30時間以上の履修証明書のセット）

③ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付。

④ 返信用封筒（角形2号封筒へ自身のあて先を書き、切手（120円）を貼る。）

確認証明書の発行

県教委が申請に基づき、更新講習修了確認を行い「更新講習修了確認証明書」を発行します。

※ 申請時に送付いただく返信用封筒で、申請者に証明書を送付します。

次回の修了確認期限

申請時の修了確認期限から10年後まで、持っているすべての免許状が有効となります。

例：申請時の修了確認期限…平成23年3月31日

↓ 申請に基づき、県教委で更新講習修了確認

次回の修了確認期限…平成33年3月31日